

# 被災された事業主、労働保険事務組合のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの令和6年能登半島地震を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような措置を行っております。

## 1. 申告・納期限等の延長

指定地域に所在する事業場の事業主、労働保険事務組合（当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）のみなさまについては、令和6年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての**期限が延長**されます。（指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含みます。）

### ■ 指定地域

富山県、石川県

### ■ 要件：特にありません

- 1 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- 2 手続が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続を行っていただきますよう、お願いいたします。
- 3 なお、申告の手続は、可能な方は通常通り行っていただきますようお願いいたします。

## 2. 納付の猶予

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、**申請により**、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

- 1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- 2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- 3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、  
最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

## 事業主の皆様へ

### 労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

#### 1 労働保険料等の納期限の延長について

令和6年能登半島地震を受け、次の地域の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

次の指定地域に所在地を有する事業場

（指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

〔 石川県、富山県 〕

令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの

（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

例えば

令和5年度 第3期分 納期限 令和6年1月31日 延長

（注）納期限が令和6年1月31日の納付書や指定期限が令和6年1月1日以降の督促状が、行き違いで届いた場合は、何卒ご容赦願います。

#### 2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、現在のところ未定です。被災者の状況に十分配慮して決定することとしており、決定次第お知らせいたします。

令和6年1月23日

#### 【お問い合わせ先】

石川労働局 労働保険徴収室

076 - 265 - 4422